

(案)

平成30年7月10日
神奈川県立病院機構理事会
資料1
財務部
第9号議案

平成30年7月 日

足柄上病院病院長
こども医療センター総長
精神医療センター所長
がんセンター病院長
循環器呼吸器病センター所長
本部事務局長

殿

理事長

平成31年度当初予算編成要領

地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計規程第12条に基づき、理事会の議を経て平成31年度当初予算編成要領について、次のとおり通知する。

1 現下の経営環境

(1) 県立病院機構の経営状況

平成29年度決算では、医業収益は、入院収益の予算に対する多額の未達はあったものの、外来化学療法の件数増加に伴う外来収益の増などにより前年度比3.6%増加した一方で、医業費用は、人員増等による給与費の増及び入院・外来収益の増に伴う材料費の増等により、前年度比2.1%増加した。しかし、運営費負担金が前年度比4.6%減少したことにより、21億7,000万円の経常損失を計上と、2年間で累積43億4,100万円の経常損失を計上する危機的な状況になっており、医業収支比率、給与比率及び経常収支比率はいずれも年度計画の目標を達成することができなかったことから、収支改善に向けた取組みをより一層推進していく必要がある。

(2) 県の財政状況

本機構の設立団体である神奈川県では、県税収入と取り巻く環境には明るい兆しがみられるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある、先行きは不透明である。また、介護・医療・児童関係費等の義務的経費の増加、老朽化した公共施設の維持修繕コストに多額の費用が見込まれるなど、極めて厳しい財政状況にある。平成31年度所要額見積においては、県立病院機構に対する運営費負担金について昨年度に引き続き厳しい検討が行われているところである。

(3) 予算の方向性

このような厳しい経営環境を踏まえ、医業費用は医業収益に見合った範囲内で運用することが基本であるという認識のもとで、収益面では、新規患者の受入れを拡大し、病床の効率的な運営、診療報酬上の適切な施設基準の取得、診療報酬請求漏れ防止に努めるなど、収益を確実に確保できるような具体的な取組を進め、また、費用面においては、購買単価の見直しや同種同等品の集約等を通じた材料費の節減などにより、効率的な予算の執行にこれまで以上に努めていく必要がある。

これらのことから、次期中期計画を見据え、安定した経営を行いながら、それぞれの所属の持つ特性に応じた役割を着実に遂行するとの観点で、平成31年度県立病院機構当初予算の編成について、次のとおり定めるので、これにより、適切に予算を見積られるよう依頼する。

2 予算編成要領

(1) 基本方針

ア 予算編成に当たっては、中期計画における単年度医業収支比率の達成を前提とすること。

また、収益目標の達成困難が予想される場合においては、収益・費用両面で妥当性・整合性のある数値を見積もること。

イ 財務面の健全性を確保する観点から、平成29年度決算の状況を踏まえ、患者動向や平成30年度第1四半期実績を分析し、収益の見直しを行うこと。

ウ 医業収益の確保や医業費用の削減に繋がる新たな戦略的取組みについて、具体的な施策内容及び必要となる費用を所定の様式に記載すること。

(2) 予算編成に当たっての考え方

ア 医業収益、医業費用とも基本的に平成29年度決算をベースとして見積ること。また、必要となる費用が収益を上回る場合は、決算内容の再点検を行い、当該収支差分を補填するための患者増や単価増に向けた収益確保策や費用削減策を立てて、その効果を見積額に反映させること。なお、平成29年度後半または平成30年度第1四半期に改善の兆候が見られる場合は、それらを加味して見積ること。

イ 給与費については、医業収支バランスを考慮した、適正な見積りを行うこと。

各所属においては、仕事の仕組みの見直し、業務の改善・効率化等による時間外削減に積極的に取り組むこと。

原則として増員分（純増）の職員採用は行わないこととする。

診療報酬改定等に基づき、増員した場合に費用を超える収益が確実に見込める場合には、増員を認めるものの、純増ではなく、増員に必要な費用は既存の費用から産み出すこととする。（増員の基本的考えは、平成30年5月理事会資料「平成30年度職員採用の考え方」に基づくものとする。）

ウ 材料費・経費等については、購入量、購入単価の妥当性、適正な契約方法等の検討を行い、無駄のない支出を見積もること。

エ 資本的支出については、中期計画で定めた計画に基づき見積るものとし、減価償却費等の収支に与える影響を考慮すること。

オ 医療機器については、その必要性や整備による収益及び費用について、医師その他の医療従事者と事務職員が連携して検討を行った上で、緊急性を考慮し要求すること。

なお、高額医療機器（2,000万円以上）については、中期計画で定めた長期借入金の限度額を考慮し、原則として要求を見送ること。

また、法定耐用年数の範囲内で可能な限り早期に人件費、材料費を含めたコストを回収できる見込みを立てること。

カ 消費税率引上げの影響額については、平成30年度当初予算で認められた費用の枠内で対応することを原則とする。

(3) 予算調整

各所属の見積りについては、神奈川県との運営費負担金の調整等の状況を踏まえ、必要に応じて随時意見聴取を行い、修正を行うこと。

(4) その他

予算編成に係る見積基準、方法、日程、提出書類その他詳細については、別途、本部事務局長が通知すること。

問い合わせ先

本部事務局財務経理課 大里、岸本

電話 045-651-1231